

別表第1

福岡武道館使用料表

区分		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
武道場	利用者が入場料を徴収しない場合	平日 三、七二〇円	四、九六〇円	六、二〇〇円	八、六九〇円	一一、一七〇円	一四、八九〇円
	利用者が入場料を徴収する場合	平日 一一、一七〇円	一四、八九〇円	一八、六二〇円	二六、〇七〇円	三三、五一〇円	四四、六九〇円
	平日	四、九六〇円	六、二〇〇円	七、四四〇円	一一、一七〇円	一三、六五〇円	一八、六二〇円
	土・日・休日	一四、八九〇円	一八、六二〇円	二二、三四〇円	三三、五一〇円	四〇、九六〇円	五五、八六〇円
	小・中学生	七〇円					
	高校生	一二〇円					
一般	二四〇円						
弓道場	平日	一、八六〇円	二、八五〇円	三、七二〇円	四、七一〇円	六、五七〇円	八、四四〇円
	土・日・休日	二、二三〇円	三、三五〇円	四、四六〇円	五、五八〇円	七、八二〇円	一〇、〇五〇円
	小・中学生	七〇円					
	高校生	一二〇円					
	一般	二四〇円					

備考

- 一 「占有使用」とは競技大会、講習会等において、施設を独占的に利用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 二 「小・中学生」とは小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「高校生」とは高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒及びこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、幼児、小・中学生及び高校生以外の者をいう。
- 三 「土・日・休日」とは土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を、「平日」とはこれら以外の日をいう。
- 四 この表に掲げる利用時間を超えて武道場若しくは弓道場を利用する場合又は武道場若しくは弓道場の一部を占有使用する場合の使用料の額は、この表で定める使用料の額を基準として公安委員会規則で定める。
- 五 利用者が武道場を占有使用する場合において、冷暖房を使用するときは、この表に定める使用料金に、公安委員会規則で定める額を加算して徴収する。